

ばんけい

教育ほつとにゆーず
かわら版こ みち
教育の小径No.55
5月号
2013 May

今月のことば

聞くは一時の恥、
聞かぬは末代の恥知らないことを他人に聞く恥
ずかしさは、その時だけです。
知らないままに生涯を過ごす
ことはもっと恥ずかしいこと
です。知ったかぶりをせず
に、人に聞くことを奨励して
いるものです。国士舘大学教授
北 俊夫先生

体罰という指導方法はない

- 体罰は指導ではありません。法律において禁止されている行為です。すべての学校から早急に一扫することが求められます。
- 教師の懲戒権は認められていますが、体罰との区別が必ずしも明確ではなく、具体的なガイドラインを作成する必要があります。

今月の記念日

百人一首の日(5月27日)

藤原定家が著した「明名記」の文暦2年(1235年)の項に、定家が百首の和歌を書き写し、これを嵯峨の小倉山莊の障子に貼ったとあります。この日が百人一首の初出ではないかということから定められました。

なぜ体罰がいけないのか

教師による体罰が社会問題になっています。私も小学生のころ体罰を受けたことがあります。当時は、悪いことをしたのだから仕方がないと、体罰を受け入れていました。家に帰って、親に体罰を受けたことを話すと、「当たり前だ。お前が悪い。」と言って、さらに厳しく叱られました。当時は社会問題になることがほとんどありませんでした。体罰が「愛のムチ」などと言われたように、教師(指導者)の「特徴」だったのかもしれませんが。

子どもたちは誰でも快適な環境の中で教育を受ける権利があります。子どもの権利条約の精神を挙げるまでもなく、子ども一人一人の人権が尊重され、豊かな人格形成が保障されなければなりません。

体罰は、身体的・肉体的な苦痛を与えるものです。教師が指導の一環として行ったことだと正当化しても、相手が苦痛を感じたときにはすべて体罰になります。暴力行為として認定されることもあります。相手の受けとめが最大限優先されるという意味で、いじめや様々なハラスメントと似ているところがあります。

学校教育法第11条には「体罰を加え

ることはできない」と、体罰の禁止をうたっています。体罰とは「懲戒権の行使として相当と認められる範囲を超えて有形力を行使して生徒の身体を侵害し、あるいは生徒に対して肉体的苦痛を与えること」(昭和56年、東京高裁判例)とされています。

体罰という行為は体罰を受ける子どもにも悪い影響を与えるではありません。それを見たり聞いたりした周囲の子どもたちにも恐怖心を与え、精神的なダメージになります。

体罰の禁止は、法律で定められているからというだけでなく、体罰という方法はそもそも指導になじまないということです。体罰に頼ることは、指導力の不足を自らさらけ出すものです。子どもに学力をつけるときや運動能力を高めるとき、体罰という指導方法はそもそも存在しません。体罰はけっしてよい結果を生まないからです。体罰では子どもが健全に成長しないことを肝に銘じる必要があります。

体罰と懲戒はどこが違うのか

学校教育法第11条は「教育上必要があると認めるときには、(中略)児童・生徒及び学生に対し懲戒を加えることができる」と、教師の懲戒権を認めています。体罰と懲戒の区別がハッ

キリしていないという指摘もあります。そのため、教師の指導が及び腰になったり、教員に対する暴力行為を助長したりすることにもなります。

文部科学省は「通知」の中で、教育再生会議が平成19年1月に取りまとめた第一次報告を受けて、次の行為は肉体的な苦痛を与えなければ、通常体罰に当たらないとしました。

「放課後等に教室に残留させる。授業中、教室内に起立させる。学習課題や清掃活動を課す。学校当番を多く割り当てる。立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。」

どこまでが懲戒で、どこからが体罰なのか。現在、必ずしも明確ではない状況にあります。学校には、友だちをいじめたり、器物を破壊したり、さらには教師に暴力や暴言をはいたりするなど、生徒指導上特に配慮を要する課題のある子どももいます。

「通知」では、教師や他の子どもに被害を及ぼすような暴力行為に対して、制止したり危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使は、体罰に当たらないとしています。

今後、文部科学省から両者の線引きや体罰に当たる具体的な行為例をまとめたガイドラインが示され、学校や教師と保護者や子どもたちとの間で共通の認識を図ることが求められます。

嘘をつく子ども

Q. トイレに落書きが見つかったとき、A君が行ったにもかかわらず、「僕ではない」と言い張りました。花瓶の水を取り替える仕事をしていないのに、「やった」と報告にきます。こうした嘘をつく子どもにはどのように指導したらよいのでしょうか。

A. 嘘をつく子どもは、大きく二つのタイプに分けることができます。一つは、意識して嘘をつく場合です。これには何らかの意図や理由があります。どうして嘘をついたのか、あるいはつかなければならなかったのか。その背景を引き出し、原因を取り除くようにします。また、嘘をつくことによって引き起こされる様々な悪い影響を考えさせることも大切です。本人のいまの気持ちを受容しつつ、改心を求めることがポイントです。

いま一つは、無意識で嘘をついている場合です。本人は嘘をついていると思っていなかったり、悪いことをしたと意識していなかったりします。善悪の判断が十分できないために、結果として嘘をついている場合もあります。

このような子どもには、その行為がどうしていけないのか。時間をかけてじっくり論じていくことが求められます。道徳の時間に、嘘をついたことによって悪い影響が出た事例を題材として取り上げることも考えられます。

親に対しても、嘘をつくことがあるのか、家庭での様子を聞き、保護者と協力して指導することも大切です。



教育の動向

教育再生実行会議

本年1月に教育再生実行会議が設置されました。これは21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を議論の段階に留めることなく、実行に移していくことを狙ったものです。設置に当たって安倍首相は「子どもたちが将来の夢や希望を実現できるような教育をつくるための会議にしたい」と語っています。会議の担当室は文部科学省内に置かれています。

本会議は、教育関係者だけでなく、研究者や行政、企業など15人の有識者から構成されています。当面は、いじめ問題への対応、教育委員会制度の

抜本的な見直しなどが検討されています。その後、6・3・3・4制の学校教育体系のあり方や大学入試のあり方について審議される予定です。

会議では、これからの学校教育のあり方や方向性が審議されます。「いじめ防止対策基本法案」が既に議論されているように、教育関係の法律の制定や改正と深くかかわりながら展開されています。これまでの制度が根本的に見直されることも十分予想されます。

既に設置されている中央教育審議会との関係が気になるところですが、教育再生実行会議での議論をもとにさらに審議する関係にあると説明されています。今後、教育再生実行会議と中央教育審議会の審議内容を注視していきたいものです。



北先生の授業力向上術

問題解決的な学習⑦
多様な調べ方の指導

社会科や生活科、国語科、総合的な学習の時間などに調べ学習が盛んに行われています。調べる活動は問題解決的な学習の重要な過程です。目的に応じた調べ学習を充実させるためには、子どもたちに多様な調べ方を指導し、体験させることがまず重要です。

調べ方には、例えば、図書館で調べる、見学や観察をする、実習や実験をする、野外調査する、インターネットで調べる、インタビュー調査をするなど様々な方法があります。

実際に調べる場面では、目的に応じて、またそのときの条件によって、より適切な方法を選択することが求められます。「初めに方法ありき」ではありません。例えば対象が

身近にある場合には見学やインタビューをする方法が、遠方の情報を得る場合には手紙や電話などの方法のほか、インターネットを使ったりメールでやり取りしたりする方法があります。

もちろん教科書や副読本、資料集などは調べる際の必須の教材です。これらを使った調べ方についてもきちんと指導しなければなりません。

こうした様々な方法をいろいろな教科や総合的な学習の時間に折にふれて体験させるとともに、それぞれのメリットとデメリットを理解させ、実際に実施する際の留意事項についても指導します。子どもたちは多様な調べ方を身につけることにより、調べ学習が充実し、よりよく問題を解決していくことができるようになります。

INFORMATION

なぜ子どもに社会科を学ばせるのか

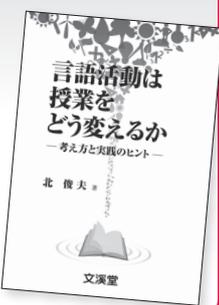


◎著者 北 俊夫
◎定価 998円(税込)
◎発行 株式会社文溪堂

A5判 104ページ

言語活動は授業をどう変えるか

—考え方と実践のヒント—



◎著者 北 俊夫
◎定価 998円(税込)
◎発行 株式会社文溪堂

A5判 112ページ

編集後記

国民の祝日に関する法律第2条によると、こどもの日は、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と定められています。私にとっては、こどものために何ができるかという企画力が問われる一日でもあります。(T記)

企画・編集：ぶんげい教育研究所
発行：株式会社文溪堂
発行日：2013年5月1日